

資料編



1 計画策定の体制

(1) 宇都宮市環境審議会

宇都宮市環境審議会は、学識経験者や各界代表者などから構成されており、市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容について専門的な立場から審議し答申を行った。

■宇都宮市環境審議会委員（平成23年3月31日現在）

	氏名	役職等	委員区分	備考
1	木村 由美子	宇都宮市議会議員	市議会議員	平成22年6月30日まで
2	櫻井 啓一	〃		平成22年6月30日まで
3	山田 孝英	〃		平成22年6月30日まで
4	真壁 英敏	〃		平成22年6月30日まで
5	福田 智恵	〃		平成22年6月30日から
6	菊地 公史	〃		平成22年6月30日から
7	舟本 肇	〃		平成22年6月30日から
8	角田 和之	〃		平成22年6月30日から
9	大久保 忠且	宇都宮共和大学 副学長・教授	学識経験を有する者	◎ 会長
10	上田 高嘉	宇都宮大学 教授		
11	高橋 若菜	宇都宮大学 准教授		
12	和田 尚久	東洋大学 教授		
13	橋本 康夫	栃木県地球温暖化防止活動推進センターセンター長		
14	恩田 光憲	宇都宮市医師会 議長		
15	加藤 一克	宇都宮市農業委員会 会長	事業者を代表する者	
16	豊崎 喜美子	宇都宮商工会議所 女性部		
17	徳原 龍樹	宇都宮青年会議所 理事		平成22年12月1日まで
18	平井 万紀雄	〃		平成22年12月1日から
19	三宅 徹治	うつのみや環境行動フォーラム 理事長	市民団体を代表する者	○ 副会長
20	松江 比佐子	宇都宮市青少年育成市民会議 副会長		平成22年8月30日まで
21	北村 里美	宇都宮市青少年育成市民会議 理事		平成22年9月1日から
22	霧蒔 邦博	宇都宮市自治会連合会 副会長		
23	豊口 政子	宇都宮市女性団体連絡協議会 副会長		
24	水科 進	宇都宮地方気象台 次長	関係行政機関の職員	
25	稲葉 豊	公募委員	環境の保全及び創造について特に識見を有すると認められる者	
26	小峰 哲夫	〃		

(2) 環境基本計画推進委員会

環境基本計画推進委員会は、環境部次長を委員長とし、環境審議会の意見等を踏まえながら、計画原案の作成を行った。

環境基本計画推進委員会

役割 計画原案の審議，決定

委員 環境部，行政経営部，総合政策部，理財部，自治振興部，
保健福祉部，経済部，建設部，都市整備部
上下水道局（経営担当），教育委員会事務局の各委員（次長級）

環境基本計画推進委員会幹事会

役割 計画素案の調整，原案の作成

幹事 環境政策課，行政改革課，政策審議室，地域政策室，交通政策課
管財課，みんなでまちづくり課，生活衛生課，環境保全課
廃棄物対策課，ごみ減量課，廃棄物施設課，観光交流課
農業振興課，農村整備課，道路建設課，道路維持課，河川課
建築課，住宅課，都市計画課，緑のまちづくり課，経営企画課
配水管理センター，水道建設課，下水道建設課，下水道施設管理課
生涯学習課，文化課の各幹事（課長級）

環境基本計画推進委員会作業部会

役割 計画素案の検討・作成

部会長 環境政策課長補佐

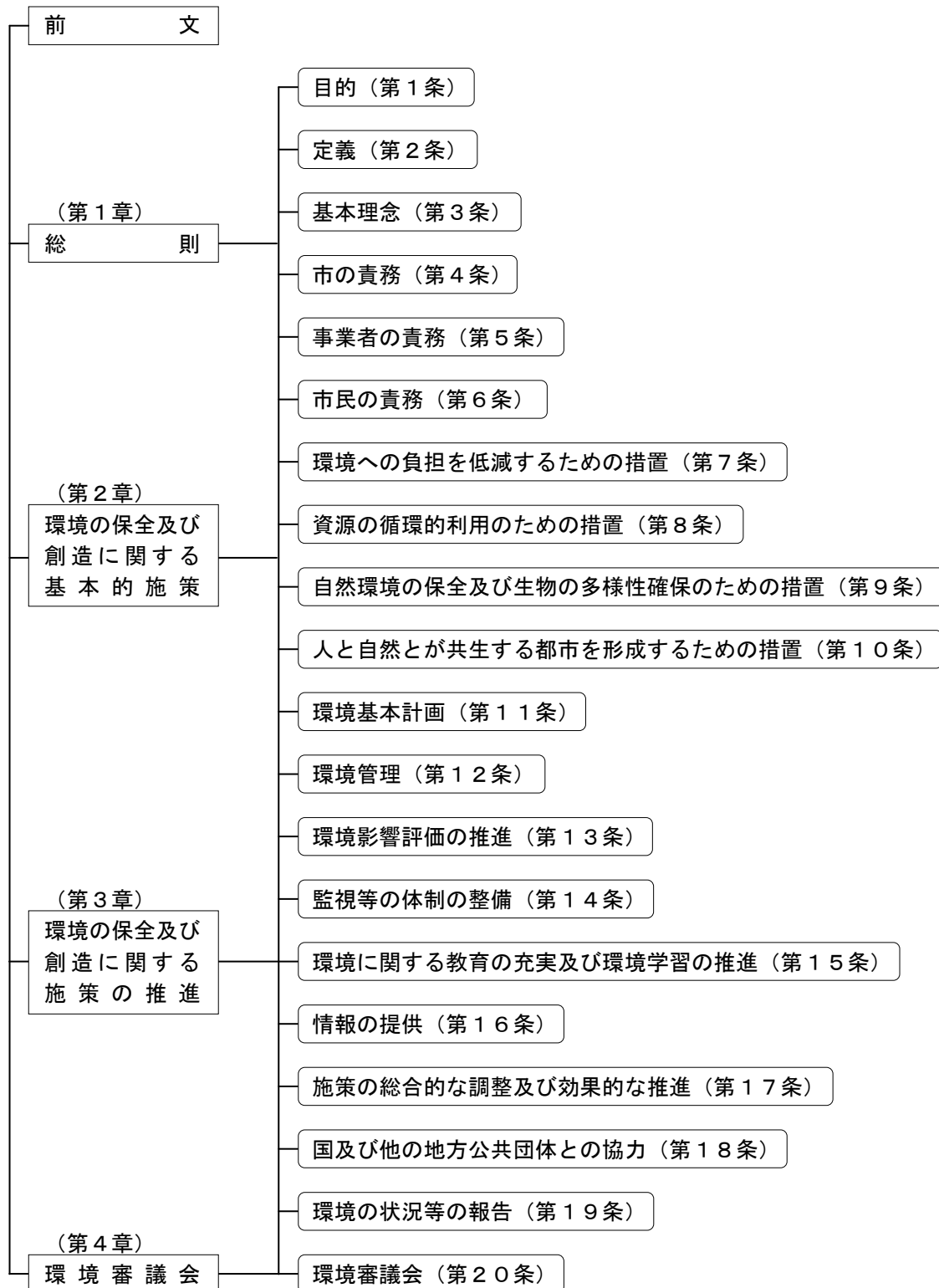
部会員 幹事会を構成する課等の担当係長等

※なお，必要に応じ，分野別の分科会を開催

2 計画策定の経過

- 平成21年度 環境基本計画推進委員会（委員会：2回，幹事会：2回，作業部会：1回）
市民・事業者等意識調査の実施
環境審議会（1回）[諮問：平成22年2月10日]
- 平成22年度 環境基本計画推進委員会（委員会：2回，幹事会：2回，作業部会：3回）
環境審議会（2回）

3 宇都宮市環境基本条例



(平成13年9月28日宇都宮市条例第32号)

前文

宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野及び鬼怒川、田川、姿川の清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきた。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市型公害や生活型公害が顕在化している。また、人の活動により身近な自然が減少し、廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球的規模で広がりを見せ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている私たちのライフスタイルに根ざしており、その解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、人類の存続の基盤である環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下、私たちは、「環境都市」の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。

2 環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造について、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ばい煙、汚水その他排出物等を適正に処理し、これらによる公害の発生を防止するとともに、廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等を積極的に利用するとともに、利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

4 事業者は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、焼却煙及び騒音の発生の防止、廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。
- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**(環境への負荷を低減するための措置)**

- 第7条 市は、事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止し、及び温室効果ガスの排出を抑制するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

- 第8条 市は、廃棄物の発生抑制、製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置)

- 第9条 市は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが共生する都市を形成するための措置)

- 第10条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置付けられ、それぞれが相互に関わりあい、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境保全及び創造に関する施策の推進**(環境基本計画)**

- 第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性
- (2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境管理)

- 第12条 市長は、第2章の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創造に資するため、環境を管理する制度を用いるとともに、事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

- 第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

- 第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

- 第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が行う地域の緑化、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(施策の総合的な調整及び効果的な推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造を図るための施策のうち、広域的な取組みを必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境の状況等の報告)

第19条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第4章 環境審議会

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、宇都宮市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画について、第11条第3項の規定に基づき意見を述べること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 環境審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
(宇都宮市環境保全条例の廃止)

2 宇都宮市環境保全条例（昭和55年条例第42号）は、廃止する。

(宇都宮市附属機関に関する条例の一部改正)

3 宇都宮市附属機関に関する条例（昭和42年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部宇都宮市環境審議会の項を削る。

(宇都宮市附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市附属機関に関する条例別表市長の部宇都宮市環境審議会の項の規定による宇都宮市環境審議会の委員であった者は、第20条第3項に規定する委員とみなす。

4 用語解説

【ア】

ISO (アイ・エス・オー) 14001

ISOは、スイスのジュネーブに本部を置く「国際標準化機構 (International Organization for Standardization)」の略称です。ここでは様々な分野で世界共通の規格・基準の設定を行っており、身近な例を挙げると「写真フィルム感度」, 「非常口のシンボルマーク」, 「ねじ」などがあります。ISO14001とは「環境マネジメントシステム」に関する国際標準規格です。(→環境マネジメントシステム)

アスベスト

天然に産する鉱物で、防触性、耐熱性、耐薬品性などにすぐれた性質をもつことから、建築物の耐火被覆材、保温材、吸音材などに使用されています。空気中に浮遊した状態において人が吸入した場合、肺など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【イ】

EV

電気をエネルギーにモーターで動かす自動車のことで、電気自動車といえます。

硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO₂) や三酸化硫黄 (SO₃) など、硫黄と酸素の化合物の総称をいいます。(→二酸化硫黄)

一級河川

国土保全や経済発展上の重要な河川として、国及び都道府県が管理している河川をいいます。

一酸化炭素 (CO)

炭素や炭素化合物が不十分な酸素の中で燃焼するときを生じる無色・無臭の気体をいいます。有毒であり、吸入すると血液中のヘモグロビンと結合して酸素欠乏などを起こします。主な発生源としては、ガソリンを燃料とする自動車の排出ガスがあります。

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭や小規模事業所などから排出される様々なごみをいいます。また、し尿や家庭雑排水も含まれます。(→産業廃棄物)

【ウ】

ウッドマイレージ

材木(ウッド)の生産から消費に至るまでになされる輸送距離(マイレージ)をいいます。

【エ】

エコツーリズム

(→ニューツーリズム)

エコマーク

製造や廃棄の段階における環境への負荷が少なく、使用することによる環境改善の効果が大きいなど、環境保全に役立つと認められた商品を示すマークをいいます。(財)日本環境協会が認定を行っています。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organizationの略称で、環境、福祉、まちづくり、国際交流など様々な分野で社会貢献活動に取り組む民間非営利組織のことをいいます。この中で、特に環境問題に取り組んでいる団体を環境NPOと呼びます。

LED照明

LEDとは電圧を加えると光る電子部品（半導体素子）のことです。近年、LEDの技術が進歩し、価格も大きく下がったことから、照明器具への利用が広がりました。LED照明には、従来の白熱灯や蛍光灯に比べて電力消費が少ないという長所があり、省エネ効果が期待されています。

【オ】**オゾン層**

地球の25キロメートル上空にあるオゾン層は、生物にとって有害な太陽からの紫外線を吸収する作用を有しています。フロンなどの影響によりオゾン層が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響を及ぼすおそれがあることから、地球環境問題の一つとされ、オゾン層保護のためのフロンの規制などが行われています。（→地球環境問題、フロン）

温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ大気の総称をいい、二酸化炭素、メタン、フロンなどがあります。近年、この温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進んでおり、地球環境問題の一つとされています。（→地球温暖化、地球環境問題、フロン）

【カ】**カーシェアリング**

1台の自動車を複数の人が共同で利用する自動車の利用形態のことで、通常は会員制などとし、レンタカーに比べて短時間での利用を想定しています。

カーボンオフセット

二酸化炭素の排出削減について、ある団体もしくは地域での排出を、他の団体もしくは地域における排出削減に付け替えることにより、全体としての排出削減を進めるという考え方をいいます。具体的には、直接的に排出を削減する事業を行ったり、削減した量を排出権とよばれる権利の形にして売買する排出量取引といったことが行われます。（→国内排出量取引）

カーボンフットプリント

日本語にすると「炭素の足跡」で、個人の生活や企業等団体の活動において発生した温室効果ガスを調べて把握することをいいます。また、商品の製造から消費に至る過程で発生する温室効果ガスの排出量を明らかにして、商品に表示することをいう場合もあります。

海洋汚染

海洋生物に対する害や人の健康に対する危害、海洋活動に対する障害、水質の悪化などをもたらす物質を海洋に持ち込むことをいいます。海洋汚染は、地球の表面積の約7割を占める海を介して周辺の国々や海域へ影響が及ぶことから、地球環境問題の一つとされています。（→地球環境問題）

河川底質

川底を構成する岩や堆積物のことをいいます。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所や風呂、洗濯等に使用した水）をまとめて処理する浄化槽のことをいいます。

環境基準

「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として環境基本法に基づき定められている行政上の目標です。大気汚染、水質汚濁、土壌、騒音、ダイオキシソ類などについて定められています。（→ダイオキシソ類）

環境への負荷

人が環境に与える負担のことをいいます。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」と定義しています。

環境保全型農業、環境保全型林業

適切な農林業生産活動を通じて国土や環境保全に資するという観点から、農林業の有する物質循環機能を生かし、生産性の向上を図りつつ、化学肥料や農薬の使用の抑制、適正な維持・管理など環境への負荷を減らしていくことをめざした農林業をいいます。

環境マネジメント

事業者（組織）が、環境に関する方針を定め、その方針に沿った目標と計画を策定（Plan）し、計画に基づき実施・運用（Do）を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検（Check）し、計画の見直し（Action）を行うという一連の行為を実施することにより、環境への負荷の低減に継続的に取り組んでいく仕組みをいいます。

間伐

林木の健全な生育を助けるため、林木の混み具合に応じて林木の一部を伐採し、林木の密度を調節することをいいます。間伐で出された木材を間伐材とよび、その有効利用が求められています。

【キ】

揮発性有機化合物（VOC）

常温常圧で揮発しやすい有機化学物質を総じていいます。溶剤や燃料などとして重要な物質が多くあり、幅広く使用されていますが、大気中へ放出されて健康被害の原因ともなります。2004年に改正大気汚染防止法により、主な排出施設への規制がかけられました。

キャップ&トレード

政府が温室効果ガスの総排出量（総排出枠）を定め、それを個々の主体に排出枠として配分（キャップ）し、個々の主体間の排出枠の一部の移転・獲得（トレード）を認める制度のことをいいます。

協働

市民、事業者、行政など社会を構成する各主体が、お互いの立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって、協力・連携して取り組んでいくことをいいます。

京都議定書

平成9年（1997年）に京都で開催された気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）において採択された、地球温暖化対策に関する国際的な議定書で、平成24年（2012年）までを約束期間として平成17年（2005年）2月に発効しました。平成2年（1990年）を基準年として、先進国全体では5.2%、日本は6%の削減目標を定めるとともに、カーボンオフセットを始めとする市場の仕組みを活用した排出削減措置を定めました。（→カーボンオフセット）

【ク】

グリーンツーリズム

（→ニューツーリズム）

【コ】

公益的機能

人間の生活や健全な生態系の維持などに恩恵をもたらす様々な働きのことをいいます。

光化学オキシダント，光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や非メタン炭化水素などが，太陽の紫外線を吸収し，光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは，日差しの強い夏季に多く発生し，目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や，農作物への影響が懸念されています。（→非メタン炭化水素）

公共用水域

河川，湖沼，港湾，沿岸地域その他公共の用に供する水域，また，これに接続するかんがい用水路，その他公共の用に供される水路をいいます。公共下水道などの終末処理場に接続している下水道管は除きます。

交通需要マネジメント（TDM）

道路混雑や環境への負荷の問題に対応するために，道路の拡大などの供給側からの対策と平行して，情報提供や誘導，利用規制など，道路交通の需要側（利用者）に対する働きかけを行うことで，自動車交通量を抑制するための総合的な対策を講じようとする施策をいいます。

国内排出量取引

排出量取引（排出権取引と同義）とは，地球温暖化対策としてカーボンオフセットの考え方にもとづき，二酸化炭素の排出削減を進めるための制度の一つで，削減した量を排出権とよばれる権利の形にして売買し，排出削減の成果に経済的な価値を発生させることにより，排出削減の取組を促すものです。国内では現在試験的に行われている他，国際市場での取引や，国同士での取引もあります。（→カーボンオフセット）

【サ】

最終処分場

廃棄物は，資源化や再利用される場合を除いて最終的には大部分が埋め立てにより処分されており，この最終処分を行う施設を最終処分場といいます。最終処分場は，ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」，有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」，前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」に分類され，埋め立てる廃棄物の性状により構造基準や維持管理基準が定められています。

再生可能エネルギー

自然エネルギーとほぼ同義で，太陽光，風力，水力，地熱，空気熱，バイオマス（木材，廃棄物等）など，自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出す，枯渇しないエネルギーを意味します。（→自然エネルギー）

里地里山

里山とは，木材の採取や炭焼，肥料となる落葉の採取，食糧や生活用材の採取などに繰り返し利用されていた山のことで，近くの集落や農地と併せて里地里山とよんでいます。人の営みと自然が共存してきた環境であり，近年は，自然と身近にふれあえる空間として再評価されています。

砂漠化

地球環境問題の一つで，乾燥地域などにおいて，家畜の行き過ぎた放牧，土地の能力を無視した耕作，薪炭材の過剰採集などにより土地が劣化することをいいます。（→地球環境問題）

産業公害

産業活動に伴い発生してきた公害で，工場や事業場などからの大気汚染や水質汚濁，騒音・振動などをいいます。

産業廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき定められた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など19種類の廃棄物をいいます。

酸性雨

石油や石炭など化石燃料の燃焼により生じた硫酸化物（NO_x）や窒素酸化物（SO_x）が、雨に含まれ酸性の雨となって降るもので、通常水素イオン濃度指数（pH）5.6以下の降雨を酸性雨としています。欧米では、土壌の酸性化による生態系や森林の破壊、建築物や文化財への被害が生じるなど問題となっています。酸性雨は、原因物質が国境を越えて被害を及ぼすことから、地球環境問題の一つとされています。（→地球環境問題）

【シ】

CSR（シー・エス・アール）

Corporate Social Responsibilityの略で、企業の社会的責任と訳されます。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を自覚し、社会への説明や、環境や労働問題に取り組むことなどを、CSR活動といえます。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として開発・整備する区域をいいます。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。（→非線引き区域）

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域をいいます。（→非線引き区域）

ジクロロメタン

有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する可燃性の液体です。塗料の剥離材やプリント基板の洗浄剤、不燃性フィルムやゴムなどの溶剤として使用されています。吸入するとめまいや嘔吐、知覚障害をおこすなど人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

自然エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（木材、廃棄物等）など、自然を利用して得られるエネルギーをいいます。

自然共生社会

安全で安心な生活環境が確保されるとともに、生物多様性が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる、人と自然と経済活動が調和し共生する社会をいいます。

持続可能な社会

持続可能な開発・発展が行われ、持続可能性を持つ社会をいいます。持続可能な開発・発展とは、開発と環境保全とを共存させ、将来の世代の利益や要求を満たせる環境を保全できる範囲の中で、今の世代の要求を満たしていこうとする理念をいいます。

循環型社会

循環型とは、廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正な処分を進めることです。資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、循環資源の利用や廃棄物等の発生抑制などの取組により、新たに採取する資源をできる限り少なくする社会をいいます。

準用河川

一級河川、二級河川以外の河川のうち、市民生活上重要な河川として、市町村が指定・管理する河川をいいます。

新エネルギー

石油や石炭などの従来型エネルギーに代わるものとして普及が図られている、環境への負荷が小さい新たなエネルギーの利用形態をいいます。太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」、工場廃熱やごみ焼却熱を利用する「リサイクル型エネルギー」、燃料電池やコージェネレーション、低環境負荷型自動車などのような「従来型エネルギーの新利用形態」の3つに大別されます。

親水環境

河川などにおいて、水辺に簡単に近づけたり水に触れられるなど、水に親しむことができる場や設備のことをいいます。

森林の減少

世界の森林面積が減っていく現象のことで、中でも熱帯林の減少が大きく、質の劣化も進んでいます。森林は水の貯留や供給、土壌の保全、野生生物の生息、二酸化炭素の吸収など、環境保全において重要な役割を担っていることから、地球環境問題の一つとされています。（→地球環境問題）

【ス】

水源涵養

森林が有している機能の一つで、降雨の地下浸透の助長や貯水する天然水源としての機能などをいいます。これにより、洪水の防止や渇水の緩和などの効果があります。

水素イオン濃度指数（pH）

水質の酸性またはアルカリ性の程度を示す単位をいいます。0から14までの値をとり、7を中性とし、それより大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性としています。

【セ】

生態系

生物同士や、生物を取り巻く環境について、互いに関係しあっている総合的なシステムとして捉えたものを意味します。水と土、空気と太陽によって植物が育ち、それを食べて動物が生活し、植物や動物が死んで土にかえること、ある動物が別の動物の餌となることなどは、その一面といえます。

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demandの略称で、河川などの水中の微生物が汚染物質を分解するために必要な酸素量のことをいいます。河川の環境基準として用いられ、この数値が大きいほどその水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味します。

生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に示す言葉で、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性として捉えられます。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で健全に繁殖を続けている状態を保全することを意味します。（→生態系）

【タ】

ダイオキシン類

塩素を含むごみを燃焼させた場合などに発生する物質で、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとされています。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3種類をダイオキシン類と定義しており、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類発生施設に対する規制値や、大気、河川、地下水、土壌、河川底質中における環境基準が定められています。

多自然型川づくり

国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川環境の保全や良好な自然環境の復元を可能とする川づくりをいいます。

【チ】

地球温暖化

大気中の二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスは、太陽光により温まった地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を暖めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしており、このようにして地球は生物の生存に適した微妙な気温に保たれています。近年、人間活動の拡大に伴い、温室効果ガスが大量に排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が高まることにより地球の気温が上昇する地球の温暖化が進んでいます。地球温暖化がもたらすものとして、海面水位の上昇、異常気象による災害、生態系や農業などへの大規模な影響などが懸念されており、地球環境問題の一つとされています。（→温室効果ガス、地球環境問題、フロン）

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費する、また、地域で消費するものは地域で生産することをいいます。輸送距離の短縮による環境負荷の軽減、安心できる産物の提供、地域の個性の増進、観光や産業の活性化といった効果が期待されています。

地中熱

数メートルの浅い地下では地表と比べて温度が安定していることから、地表と地下の温度差を利用して、ヒートポンプにより取り出すエネルギーをいいます。

【テ】

低環境負荷型車両

EV（電気自動車）、HV（ハイブリッド車）、天然ガス車などをさします。従来のガソリン車やディーゼル車に比べて二酸化炭素の排出や排熱が少ない、大気汚染物質や騒音の発生が少ないといった特徴があり、低公害車、クリーンエネルギー自動車などともよんでいます。

低炭素社会

低炭素とは主な温室効果ガスである二酸化炭素を減らすことです。日常生活や経済活動、まちづくりにおいて、気候に悪影響を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガス濃度を低減させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいいます。

テトラクロロエチレン

有機塩素化合物の一つで、無色透明で不燃性の液体です。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤などに使用されています。目や鼻、のどを刺激し、吸入すると頭痛や吐き気を起こし、また、接触により皮膚炎をおこすなど人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【ト】

透水性舗装

雨水を地下に浸透させることができる舗装をいいます。雨水流出効果や雨天時の通行性・歩行性の改善、交通騒音の低減などの特性を有しています。

都市基盤河川

都市化が進む地域において、市がまちづくりと一体となったきめ細かい治水対策を行う河川をさします。

トリクロロエチレン

有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する不燃性の液体です。金属や機械部品の脱脂・洗浄剤、一般溶剤などに使用されています。目や鼻、のどを刺激し、吸入すると頭痛や吐き気を起こし、また接触により皮膚炎をおこすなど人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【ニ】

二酸化硫黄（ SO_2 ）

硫黄酸化物（ SO_x ）の一つで、重油や石炭などを燃焼した時に発生するばい煙の中に含まれます。大気汚染の原因物質で、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、酸性雨の原因物質でもあります。（→硫黄酸化物，酸性雨）

二酸化炭素（ CO_2 ）

炭素（C）の酸化物の一つで、炭酸ガスともいい、炭素原子1つと酸素原子2つが結合した分子構造となっています。石油や石炭，木材を始めとして炭素を含むあらゆるものの燃焼や，生物の呼吸などで発生します。植物の生育に欠かせない重要な物質である一方，地球温暖化の要因として排出削減が求められています。

二酸化炭素の吸収

大気中の気体としてある二酸化炭素を，別の形に変えて大気から移すことをいいます。具体的には，森林の樹木が太陽光と二酸化炭素を使って育つことで二酸化炭素を自らの幹や枝にすることや，海の水に二酸化炭素が溶け込むことなどがあります。炭素の固定化ともいいます。

二酸化窒素（ NO_2 ）

窒素酸化物（ NO_x ）の一つで，石油やガスなどを燃焼した時に発生します。大気汚染の原因物質で，工場や自動車などが主な発生源となっており，呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また，酸性雨の原因物質でもあります。（→酸性雨）

二次植生，二次林

伐採後に再生した森林や草原など，過去に伐採等の人為が加えられ，現在もその影響を受けている植生や，草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している植生を二次植生といい，森林の場合は二次林ともいいます。植林地や耕作地は該当しません。

ニューツーリズム

従来の物見遊山の観光旅行に対して，テーマ性が強く，体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行をいいます。地域性を生かすことから，地域活性化につながるとして期待されています。厳密な定義はなく，自然体験をテーマとしたエコツーリズム，田舎の生活体験をテーマとしたグリーンツーリズムやアグリツーリズム，産業資源をテーマとした産業観光，健康づくりをテーマとしたヘルスツーリズム，じっくりと地域を体験する長期滞在型観光などが挙げられます。（→エコツーリズム，グリーンツーリズム）

【ハ】

バイオマス

生物（バイオ）を起源としたまとまった量（マス）の有機物の意味で，エネルギーの原料として見た場合には木，穀物，糞尿，植物油，藻などがあります。

ハイブリッド車

ガソリンや軽油を使うエンジンと電気を使うモーターを組み合わせることで動かすことにより，燃料消費や排ガスを少なくした自動車をいいます。

パートナーシップ

市民参加のあり方を表す考え方で，市，市民，事業者など様々な立場の人がお互いの行動や考え方を尊重しながら信頼・協力する関係をいいます。

【ヒ】

非線引き区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち，市街化区域と市街化調整区域の線引きがされていない区域をいいます。

非メタン炭化水素

炭素と水素から成り立っている化合物の総称をいいます。光化学スモッグの原因物質とされており、主な発生源として自動車からの排出ガスがあります。（→光化学オキシダント）

pg-TEQ

pg（ピコグラム）は、1gの1兆分の1の重さをいいます。また、ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性もそれぞれ異なるため、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算して表します。これを「毒性等価物量（TEQ）」といいます。（→ダイオキシン類）

ppm

ごく微量の物質濃度を表す単位として使用されます。1ppmは100万分の1を意味し、10,000ppmが1%です。

【フ】**普通河川**

一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川をいいます。財産については、国及び都道府県が管理しています。（→一級河川、準用河川）

フードマイレージ

食料（フード）の生産から消費に至るまでになされる輸送距離（マイレージ）をいいます。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊状態にある粒径10ミクロン以下の粒子状物質をいいます。主な発生源は、工場からのばいじんや自動車排出ガスなどの人為的発生源、火山活動などの自然発生源があります。大気中に長期間滞留するため、肺や気管など人の呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあります。

プラグインハイブリッド車

電源コンセントにつないで充電ができるハイブリッド車をいいます。より大きなバッテリーを積んでおり、電気のみで走る能力が高くなっています。（→ハイブリッド車）

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといいます。熱媒体（冷房・冷蔵）や電気部品の洗浄剤、噴霧（スプレー）などに使用されていましたが、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であることが判明してから使用制限や適正な廃棄・回収が行われています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンを「特定フロン（CFC）」と呼んでいます。（→オゾン層、地球温暖化）

【へ】**ベンゼン**

特有の臭気をもち、揮発性が高く、非常に燃えやすい無色の液体です。溶剤やガソリンのアンチノック剤など幅広い用途があり、発ガン性を有するなど人の呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがあります。

【モ】**モビリティマネジメント（MM）**

環境や健康などに配慮した交通行動を、大規模かつ個別的に呼びかけていくコミュニケーション施策を中心として、交通運用施策を組み合わせ、市民の自発的な行動の転換を促していくことをいいます。

【ユ】

有機塩素化合物

炭素や炭化水素に塩素が付加された化合物の総称をいいます。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成され、付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があります。ダイオキシン類なども有機塩素化合物の一つです。（→ジクロロメタン、ダイオキシン類、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン）

【ヨ】

溶融スラグ

ごみの焼却などにより発生した焼却灰を、超高温（1, 200度以上）で加熱・燃焼させ、無機物を溶融した後に冷却したガラス質の固化物をいいます。

【レ】

レアメタル

希少金属のことで、非鉄金属のうち、埋蔵量や産地などの様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な金属をいいます。レアアース（希土類元素）と呼ばれるものも含まれます。

ご協力ありがとうございました

表紙の絵や各章の扉絵は「もったいないポスター（絵画）コンクール」に応募された児童のみなさんの作品から使用させていただきました。

表紙

「ぼくの住む未来の街」 中野 聡人さん（宇大附属小学校1年）

第1章「計画の策定にあたって」扉絵

「お水がもったいないよー！」 田辺 藍さん（応募時、宇大附属小学校2年）

第2章「環境問題と宇都宮市の現況」扉絵

「とってもきれいな しぜんのいきもの」 岸 真希さん（応募時、御幸が原小学校1年）

第3章「計画の目指すところ」扉絵

「ごみをすう未来のひこうき」 藤丸 友香さん（応募時、宇大附属小学校2年）

第4章「リーディングプラン」扉絵

「風と太陽と水の電力のまち」 三輪 優水奈さん（宇大附属小学校2年）

第5章「分野別施策の展開」扉絵

「みんななかよし」 森垣 創太さん（応募時、宇大附属小学校1年）

第6章「計画の推進に向けて」扉絵

菊池 健太さん（宇大附属小学校4年）

「環境配慮指針編」扉絵

「できることからすこしずつ」 吉原 穂乃実さん（応募時、泉が丘小学校5年）

「資料編」扉絵

「もったいない」 中田 大樹さん（応募時、国本中央小学校5年）



裏表紙のロゴマーク「エコで愉快だ宇都宮」は、宇都宮大学環境改善学生サポーターECHOの皆さんが作成したロゴマークを使用させていただきました。

「裏表紙」ロゴマーク

「エコで愉快だ宇都宮」 宇都宮大学環境改善学生サポーターECHO



第2次 宇都宮市環境基本計画

～みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや～

◆ 発行 宇都宮市 環境部 環境政策課
〒320-8540 宇都宮市旭 1 丁目 1-5
TEL / 028-632-2403
E-mail / u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp

◆ 発行日 平成23年 3月



子どもたちの遊びが、最近の小型ゲーム機の普及などに伴って、外から内へ、集団から個へと変化しています。そんなことから、晴れた日に、子どもたちが元気に公園で遊ぶ姿を見るとホッとします。四季の様子や季節によって変化する空気の香り、土の香りなどを、外で遊んで感じて欲しいです。そんな風に季節の変化を感じられる環境を残していきたいです。〈30代、女性〉

宇都宮に移り住むことが決まった時、雑木林が近く、住宅地ながらも自然が感じられることが気になって今のアパートを決めました。アパートの前に大きな桜の木が満開だったことも印象に残っています。移り住んで2年目ですが、好きだった桜の木は切られてしまいました。せめて近くの雑木林は残して欲しいと思います。山の豊かな自然もそうですが、街中に残された小さな自然も、大切に残して欲しいと思います。〈20代、男性〉



最近、大型ショッピングモールなどが郊外に建てられ、今までより便利になったと思います。しかし、そのことで、車での外出が増え、市街地の過疎化は進み、交通量は増加するなど、環境にも負荷があると思います。郊外に様々な施設を建てるのではなく、今ある施設を改善していくほうが、環境にも、まちの活性化にも良いのではないかと考えます。〈20代、女性〉



住宅や店が建ち並び、私たちのまちはにぎやかに、とても便利になりましたが、子どもの頃原っぱで走りまわったり、家族でたくさんの星が輝く空をながめたこともとても懐かしく思います。子どもの未来にもたくさんの楽しい思い出の中にふるさとの豊かな自然が残っていてほしいと思います。〈40代、女性〉

電気自動車はすごく良いと思います。でも、車だけの話ではなく、燃料となる電気のこと（発電方法や原料なども含めて）、良く考えなければなりません。地産地消のエネルギーの利用などが進めば、素晴らしいと思います。〈40代、女性〉



先日、子どもが生まれました。
私たち大人には、子どもたちのためにも、美しい自然や
良好な居住環境を守りつづける義務があると、改めて感じ
ました。 〈20代、男性〉



子どもの頃は、よく川や森の中で遊びました。
いろいろな虫に出会ったり、泥まみれになりながら時間を忘れて夢中になっ
たり・・・今でも心が温くなる私の大切な思い出です。
でも、今では、子どもたちが自由に遊べる自然は昔と比べて少なくなって
きているような気がします。
子どもたちの大切な思い出の場になるような自然を残していきたいです。
〈30代、女性〉

私たちが子どもの頃と比べて、虫や鳥の数がほんとうに少なくなりました。最近、
宇都宮あたりでは、冬になっても雪が積もることもほとんどなくなりました。
また、都市部では、真夏日が昔と比べて増加傾向にあるような気がします。
「猛暑日」といった言葉を聞く機会も随分多くなりました。
「異常気象」のことを知らなくても、昔に比べて季節の移り変わりがずいぶん変
わっていると何となく感じている人も多いのではないのでしょうか。
川も汚れ、空気が悪いのも実感します。
特に、大きな道路が整備され便利にはなりましたが、車が渋滞するようなところ
では、排気ガスが気になります。
地球温暖化がどうこうという話は難しくできませんが、毎日の生活で、どのようにエネルギーを節約で
きるかを考えるようにしています。
例えば、資源ゴミの分別を徹底する。電気はこまめに消す。植木の水やりはため水を利用する。近い
ところに出掛けるのは自転車・・・といった具合です。
最低限、いまある環境は残したいですね。できれば、緑をこれ以上減らさないで欲しいし、空気も昔
のようにきれいになったらいいと思います。
今、自分たちが生きている環境が、いきいきと輝いて、自信を持てるくらいになって欲しいです。
〈60代、男性〉



だから今、
うつのみやから はじめよう「環境の世紀」のまちづくり



エコで
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA